

令和7年度 第1回幕別町学校給食センター運営委員会 会議録

1 日 時 令和7年8月27日（水）午前10時30分～11時26分

2 場 所 幕別町役場 3階A会議室

3 出席委員（11名）

学校代表委員	佐 竹 宏 子
〃	出 村 聖
〃	武 田 由 子
〃	谷 口 早 苗
父母代表委員	阿 部 美由紀
〃	松 岡 玲 子
〃	豊 田 千 恵
公募委員	小笠原 保
〃	高 橋 恭 子
〃	大 石 政 代
〃	吉 田 隆 一

4 欠席委員

大 浦 希 帆
坂 口 雄 次
朝 倉 陽 平
吉 仲 希和子

5 日 程

- (1) 開会挨拶
- (2) 委員及び職員紹介
- (3) 副委員長の互選について
- (4) 幕別町学校給食センター運営委員の役割について
- (5) 幕別町学校給食センター運営状況について
- (6) 学校給食費について
- (7) その他

6 事務局出席者

幕別町教育委員会教育長	笹 原 敏 文
教育部長	石 田 晋 一
学校給食センター所長	守 屋 敦 史
〃 業務係長	合 田 利 信

7 議 事 録

(委 員 長) ただ今より、令和7年度第1回幕別町学校給食センター運営委員会を開催いたします。はじめに、幕別町教育委員会笹原教育長よりご挨拶を申し上げます。

(教 育 長) みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、日頃から学校給食センターの運営はもとより、本町の教育行政、さらには町政全般にわたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

この運営委員会につきましては、給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、給食事業に係る運営上必要な事項についてご審議いただき、併せて調査研究を行っていただく機関となっております。

先ほど、新たに2名の方に委員を委嘱させていただきましたが、委員の皆様には、本町の給食事業の円滑な運営と充実に、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、学校給食は、「食」を通じて、心と体の健やかな成長を支える大切な教育活動の一環でありますことから、各学校での「食育授業」をはじめ、本町への愛着と地域理解を深めてもらうよう、地場産食材の活用による「まくべつの恵み給食」の提供を行うなど、子どもたちの健やかな成長に繋がる給食の提供に努めているところであります。

しかしながら、昨今、物価高騰が続いており、我々の家庭生活や企業活動、そして給食現場におきましても、多大な影響を及ぼしている現状にあります。

本町では、食材費が高騰する中、食材選定や献立の工夫により、栄養価を保持した給食の提供に努めているところでありますが、保護者の皆様にご負担いただいている給食費と給食調理に必要な食材費の収支を比較いたしますと、昨年度から赤字額が増加傾向となっております。今後こうした状況が続くことが想定されているものと考えております。

このようなことから、本年度の運営委員会におきましては、給食費の改定を視野に入れた「給食費のあり方」につきまして、皆様にご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今後とも、給食センターの円滑な運営とより一層の充実に努めることができるよう、本運営委員会における忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

(委 員 長) 笹原教育長におかれましては、この後、他の公務がありますので、ここで退席いたします。

次に、運営委員及び職員紹介を事務局よりお願いいたします。

(教育部長) 運営委員及び職員紹介をいたします。名簿につきましては、議案の14ページに添付していますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに委員の紹介をいたします。お名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただきたいと思います。

<委員及び事務局紹介>

(委 員 長) それでは、早速ですが会議に入りたいと思います。本日、大浦委員、朝倉

委員、吉仲委員の3名から欠席の報告を受けております。

なお、議案4ページ下段に記載があります「幕別町学校給食センター条例施行規則第9条第2項」の規定において、「運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」と規定されておりますが、過半数に達しておりますので、本会議が成立していることを報告申し上げます。

それでは、議案の1ページをお開きください。次第の3番目、「委員長及び副委員長の互選について」であります。事務局より説明をお願いいたします。

(教育部長) それでは、議案の3ページをお開きください。こちらに幕別町学校給食センター条例施行規則とありますが、次ページの4ページの下段の方の第8条第1項において、「運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する」、また、同条第2項では、「委員長及び副委員長の任期は、2年とし、欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする」と規定されております。

なお、委員長におきましては、昨年度の本会議において、佐竹校長が選出されていることから、欠員が生じている副委員長の選出につきまして、みなさまにお諮りしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(委員長) それでは、ただいま副委員長の選出につきまして説明がありましたが、どのような方法で選出したらよいでしょうか？

(委員) 指名推選による方法はいかがでしょう。

(委員長) ただいま、小笠原委員から指名推選の方法でという発言がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

＜なしの声あり＞

(委員長) それでは、どなたかご推薦をお願いいたします。

(委員) 校長先生が委員となっておられますので、副委員長に忠類中学校の出村校長先生をお願いしたいと思いますので、お諮りください。

(委員長) ただいま、小笠原委員から、副委員長に忠類中学校の出村校長先生を推薦したいというご発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。よろしければ拍手でご承認をいただきたいと思います。

＜拍手あり＞

(委員長) それでは、副委員長に忠類中学校の出村校長先生をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは次に、次第の4番目、幕別町学校給食センター運営委員の役割について、事務局から説明をお願いします。

(所長) それでは、「4 幕別町学校給食センター運営委員の役割について」説明いたします。議案2ページをお開きください。例年、説明させていただいている内容となりますが、こちらには、幕別町学校給食センター条例を記載しておりますが、このうち、運営委員会に係る内容について、抜粋して説明をさせていただきますと思います。運営委員会に関係する内容につきましては、

中段ほどの太字部分になりますが、条例第4条、第1項で「給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、幕別町学校給食センター運営委員会を置く」となっております。また、第2項では「教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項、調査研究について審議を行う」こととなっており、直近では、令和2年度に教育委員会から運営委員会へ学校給食費に関して意見を求めるための諮問を行ったところであり、その後、運営委員会で審議し、答申をいただいたところでありまして、結果、給食費の改定に至ったところであります。第3項では、運営委員会の委員は、15人以内で教育委員会が委嘱すると規定されております。

続きまして、3ページをご覧ください。3ページから次のページの4ページにつきましては、幕別町学校給食センター条例施行規則を記載しております。ここで4ページをご覧ください。中段にあります第6条には「運営委員会の審議事項」の規定について、第7条には「運営委員」の規定として、第1項に運営委員の構成、第2項に運営委員の任期と欠員が生じた場合の任期の取扱いが規定されております。第8条には、委員長及び副委員長について規定しており、第1項では、「運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。」となっており、この規定に基づき、先ほど委員長、副委員長の互選を行っていただいたところであります。また、第3項と第4項では、委員長と副委員長の職務について、それぞれ規定されております。第9条には、会議について規定されており、第1項は会議の招集、第2項は会議を開催する場合の出席委員数、第3項は運営委員会の議決についてそれぞれ規定されております。

ただいま説明させていただいた条例や規則に基づきまして、皆様方には、任期であります令和8年5月末日まで運営委員として、務めていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で幕別町学校給食センター運営委員の役割について説明を終わります。

(委員長) ただいまご説明申し上げましたが、何か質問等はございませんか。よろしいでしょうか。それでは進めたいと思います。次に次第の5番目、幕別町学校給食センターの運営状況について事務局から説明をお願いいたします。

(所長) それでは、「5 学校給食センターの運営状況について」から説明をさせていただきますが、こちらも例年と重複する説明もあり、また、一括しての説明になるため、少し長くなりますがご容赦いただきたいと思います。

5ページをお開きください。1番目の「給食センターの概要」についてであります。幕別、忠類2か所の学校給食センターの概要を記載しておりますが、幕別学校給食センターについては、平成10年4月に開設し、本年度で27年が経過したところであり、忠類学校給食センターについては、平成6年4月に開設し、本年度で31年を経過しております。1日あたりの調理能力は、幕別学校給食センターが3,000食、忠類学校給食センターが300食で、共に衛生面に優れた、床が乾いた状態で調理をする方法である、ドライシステム方式を採用した施設となっております。

次に調理食数についてであります。本年度当初の調理食数では、幕別学校給食センターについては2,290食で、小学校7校、中学校4校のほか、へき地保育所3所、幼稚園1園と中札内高等養護学校幕別分校の計16か所へ、2トントラック4台により5つのコースに分けて給食を配送しております。

また、忠類学校給食センターについては165食で、小学校1校、中学校1校、へき地保育所2所の計4か所へ、1.5トントラック1台で給食を配送し

ております。

表の一番下の献立等とありますが、主食についてはご飯、麺類、パンで構成しておりまして、幕別学校給食センターは、月・水・木曜日がご飯、火曜日に麺類のうどん・ラーメン・パスタ・焼きそばを提供し、金曜日はパンの日となっております。

忠類学校給食センターでは、月・水・金曜日がご飯、火曜日に麺類、木曜日がパンの日となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。(2)「令和7年度当初の1日当りの給食数」についてであります。令和7年度当初の1日当りの給食数は、先ほども説明しましたが、幕別学校給食センターで2,290食、忠類学校給食センターで165食と令和6年度と比較して、幕別学校給食センターが28食の減、忠類学校給食センターで5食の減となっております。

次に(3)「稼働日数及び供給給食数」についてであります。太字で記載しております令和6年度の給食センターの稼働日数欄をご覧ください。幕別学校給食センター、忠類学校給食センター稼働日数ともに稼働日数が204日となっており、食数は記載のとおりであります。年間の食数については、幕別学校給食センターで436,278食、忠類学校給食センターでは、34,541食、合計で470,819食となっております。

次に(4)「町内産農産物の使用状況」についてであります。学校給食センターでは、安心安全な学校給食の提供のため、地場産食材を積極的に使用しており、令和6年度においても、野菜の地場産使用割合を年間40%の目標を設定したところであります。町内産農産物の使用量」をご覧ください。表の右側の令和6年度の実績では、野菜の使用量の合計が14,922kgで、令和5年度と比較して1,800kg程度減少している状況にありますが、こちらは、全体食数の減が主な要因であります。また、有機農産物についても積極的にしており、記載にあります「玉ねぎ、レタス、キャベツ、リーキ、白菜、人参など」について、令和6年度の使用量の実績は1,745kgで、町内産農産物の11.7%の割合を使用しております。

また、昨年度においては、農林水産省が設定している「有機農業の日」に合わせ、児童生徒等が有機農産物に触れる機会として、有機農産物に特化した献立の給食を12月4日に提供し、好評を得たところであります。今後も多くの有機野菜を提供できるよう献立や使用時期等を工夫していきたいと考えております。

また、「地産地消及び食育の推進に関する協定」ということで、平成20年5月に町内3農協と協定の締結し、通年で幕別産の「じゃがいも」を使用しております。

7ページをお開きください。「②産地別農産物の使用量」についてですが、野菜の使用量全体に対する産地の割合を記載しております。令和6年度は町内産が36.5%、十勝産が15.3%、道内産が20.1%、道外産が28.1%の状況となっております。

また、野菜につきましては、納入業者に対し、町内産を優先して納品していただくようお願いをしておりますが、季節によりましては、道外産の農産物の使用が多くなる時期もある状況であります。

次に「③まくべつの恵み給食」についてであります。「まくべつの恵み給食」は、地産地消と食育の推進を図ることを目的に、平成29年度から幕別産の米と地場産食材（野菜）をメインとして、令和6年度については、7月、9月、10月、11月の年4回実施しており、幕別産のお米や野菜の他に、町内で製品化された食材を活用して提供しており、記載のと通りの献立により実施して

おります。

次に8ページをご覧ください。(5)「学校給食のアレルギー対応」についてであります。

「①代替食及び除去食」についてでありますが、アレルギー対応策として、代替食及び除去食の提供という手法がありますが、実施には隔離された専用の調理ラインが必要であり、現在、幕別、忠類学校給食センターの施設形態では対応が不可能な状況にありますことから、実施をしておりません。

そこで「②の現状の対応」といたしましては、学校を通じ保護者に対し、献立に含まれるアレルゲン物質を事前に周知し、アレルゲン物質を摂らないよう依頼しております。アレルギーにより食べられるものが献立にない場合は、弁当やおかずの持参をお願いしているところであります。

「③の牛乳アレルギー対応」については、申請者に対して牛乳の代替品を提供しており、豆乳、麦茶、緑茶の3種類から選択していただいているところであります。本年度の令和7年度の当初利用者は17人であり、内訳は、豆乳0人、麦茶14人、緑茶3人であります。

「④の幕別学校給食センターでの対応」といたしましては、食物アレルギー対策として、「国内で表示が義務付けられている特定原材料7品目」と「表示が推奨されている特定原材料に準じる21品目」の原材料を含まないアレルゲンフリー食材を、年間を通じてカレーやシチューなどに使用し、アレルギーを持つ児童生徒も極力、同じメニューが食べられるよう対応しているところであります。

「⑤の幕別、忠類学校給食センター共通の対応」といたしましては、デザート等に乳・卵を使用していない食材や卵、乳、小麦を持ち込まない専用工場で製品化されたフレンズミール(FM)商品の味付き肉団子、ハンバーグ、ミートボール等を選定し使用しております。

次に表になりますが、「対象者数の年度別状況」をご覧ください。小学校・中学校でアレルギーを持つ児童生徒数につきましては、令和7年4月当初で271人であり、全体の児童生徒数に対するアレルギーの割合といたしましては、14.02%でありまして、昨年度と比較しましても、児童生徒数が減少傾向にある中、児童生徒のアレルギー割合は、増加している傾向にあります。

9ページをお開きください。次に(6)「給食総重量と残食重量」についてであります。給食提供総重量と残食重量ですが、幕別及び忠類学校給食センターの合算した重量を記載しております。令和6年度の実績になりますが、提供総重量が149,732kg、残食重量が16,732kg、残食率は、11.2%となっております。

また、令和3年度から幕別学校給食センターから出る生ゴミについては、二酸化炭素の削減を目的に焼却処分から家畜用の餌へ処分方法を変更しております。令和6年度の処分量の実績につきましては、残食と残渣を含めまして、28,792kgであり、1日平均では、140.4kgとなっております。

次に(7)「異物混入状況：学校からの報告件数」についてであります。令和6年度に発生した給食への異物混入件数は、幕別学校給食センターで10件、忠類学校給食センターではありませんでした。

異物混入については、未然に防止するよう食材使用の際には、念入りの確認作業を行っているところでありますが、調理員や発注業者に対して引き続き、注意喚起を行って、異物混入がないよう努めてまいりたいと思います。

以上で、幕別町学校給食センターの運営状況についての説明を終わります。

(委員長) ただいま、説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

次に、次第の6番目の「学校給食費について」、事務局から説明をお願いします。

(所 長) 「6 学校給食費について」をご説明いたします。(1)「令和7年度学校給食費」についてであります。令和7年度の学校給食費につきましては、記載にあります表の右側になりますが、令和3年度に改定している金額と同様となっております。小学校の給食費単価は、本来263円であります。町から1食当たり22円の支援を行っておりますので、それを差し引いた241円が保護者負担額となっております。また、中学校の給食費単価については、本来313円であります。町からの支援額22円を差し引いた291円が保護者負担額となっております。中段ほどの四角で囲んであります太字部分の「学校給食費の今後の改定について」をご覧ください。学校給食費の改定は、直近3年間の収支状況や食材等の上昇額を鑑み、総合的に判断することとしております。詳しくは後ほど、「学校給食費の収支状況」で令和6年度の状況を説明させていただきます。

次に(2)「学校給食費に係る経費負担」についてであります。学校給食費は、学校給食法第11条に、施設の維持管理費と職員の人件費は公費負担、給食材料費相当については保護者の負担と定められているところであります。本町もこれに基づき、給食費の算定に努めているところであります。

11ページをお開きください。(3)「子育て世帯に対する支援策」についてであります。令和3年度からの給食費改定に伴い、児童生徒の保護者負担軽減を目的に給食費の一部を町が負担する支援策を講じております。支援額については、先ほども説明しましたとおり、1食当たり1人22円でありまして、内容は、令和2年度まで実施しておりました地場産食材料の購入費用の1食当たり8円の支援と合わせ、改定に伴う上昇額21円のうち7円を保護者負担とし、残り14円を町支援としたところであり、これらを合わせて合計22円を支援しているところであります。なお、令和7年度の支援にかかる予算額は、9,021千円でありまして、年間200食として計算した場合、児童生徒1人当たり4,400円を支援しているところであります。

次に(4)「学校給食費の収納状況」についてであります。学校給食費の収納状況についてであります。こちらに令和3年度から令和6年度の4年間における収納状況を、調定額、収入済額、未納額、収納率をそれぞれ現年度分と過年度分に分けて記載しております。令和6年度につきましては、現年度分の給食費調定額1億2,233万4,280円に対しまして、収入済額が1億2,053万7,496円でありまして、収納率は、98.53%、前年度と比較いたしまして、0.25ポイント減少しております。過年度分につきましては、給食費調定額1,448万7,136円に対しまして、収入済額が100万8,689円で収納率は、6.96%、前年度と比較いたしまして、0.97ポイント減少しております。表の下、①の未納世帯数であります。令和6年度の現年分の未納額件数は45世帯で、ありましたが、令和7年7月末現在で、うち8世帯が完納されている状況にあります。②徴収方法としましては、例年行っているものであります。督促状の送付は各納期で毎月行っており、その他、電話催告等を必要に応じ実施しております。また、納入啓発としては、定期的に未納者に対して文書による納入依頼の通知を行っているところであります。次に③の口座振替件数になりますが、本年度、令和7年度の第1期で賦課件数2,065件に対しまして、振替件数が1,607件であり、口座振替率は77.8%の状況にあります。

12ページをご覧ください。(5)「学校給食費の収支状況」についてでありま

す。上段の表には、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間の収支状況を記載しており、中段及び下段の表が、学校給食費改定後の令和 3 年度から令和 6 年度までの収支状況であります。令和 6 年度の収支状況になりますが、①の給食費調定額は先ほども説明した数字となりますが、1 億 2,233 万 4,280 円、②が給食材料費支出額になりますが、1 億 3,407 万 214 円であり、収入と支出の差額、③の不足分町負担額は、1,173 万 5,934 円でありまして、この差額が実際に町が負担している額となり、収支率では 109.59%となります。100%を超える分が町の負担となる計算でとなります。なお、令和 3 年度の学校給食費の改定以降、児童生徒への町支援額として 1 人あたり 1 食 22 円を支援することとしておりますので、食数から計算いたしますと④の町支援費食数分が、852 万 2,913 円となり、これを差し引いた⑥の額 321 万 3,021 円が、令和 6 年度の収支の赤字額となり、収支率では、102.46%となる計算であります。

なお、参考はこちらの表に記載はありませんが、本年度 7 月末現在につきましては、先ほどの令和 6 年度の表でいいますと⑥の額になりますが、先ほど 321 万 3,021 円の赤字と申しましたが、本年度につきましては、4 月から 7 月までの 4 カ月の収支において、すでに約 300 万円（297 万 5,316 円）の赤字額となっており、これは、4 月からの米代の値上がりやその他、食材についても大きく高騰していることから、節減に努めているところではありますが、このペースでいきますと 800 万円程度の赤字額が見込まれ、給食費と給食材料費の収支に大きな開きにより、町の財政を圧迫することが想定されます。このことから教育長のあいさつの中にもありましたが、本運営委員会において給食費の改定を視野に入れた「給食費のあり方」について、今後、数回の会議を設けさせていただき予定でありますので、お忙しい中とは存じますが、委員の皆様のご意見をいただきながら、今後協議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、参考といたしまして、13 ページに過去における学校給食費の改定状況を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上で、学校給食費についての説明を終わります。

（委員長） ただいま、説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

（委員） 1 点だけ質問します。ただいまの説明で、既に町の支援が 9 %ほどオーバーしており、町の財政を圧迫していることは分かりますが、町として、どの程度の金額まで対応しようと考えていますか。

（所長） 町として、収入・支出がピタリというのが理想であり、予算額は収支が同じになるように組んでいます。ただ、実際には児童生徒数が予算と比較して少なく推移しており、少なくなった人数分の歳出予算が、浮いている中で賄っていますので、金額はいくらとも言えませんが、給食費の補正は、今年も、とりあえずは考えていない状況であります。

（委員長） ほかにご意見、ご質問はありませんか。

（委員） 他の町村の中では、町が負担をする地域もあれば、当然、幕別規模の大きい町になると、なかなかその部分の町の支援は難しいのかなというふうに思います。例えば他の市町村であれば、ふるさと納税を活用してやられているところもありますし、その辺は多分、町村の方針というか、そういう部分も

出てくるのかなと思います。今後、給食費の改定っていうところを見たときに、いろんな、私たちが市町村を回っていると、やっぱりその町村によってすごく保護者の負担感が変わるっていうのが、非常にこのご時世的に、どうなのかなっていうふうなところも感じているところもあります。もし今後、改定っていう方向性で行くのであれば、ちょっとそういったところを視野、頭の隅に入れていただきながら、やはり保護者の負担っていうところを、少しでも減らせられるような世の中になってきたほうがいいのかというふうに思います。

(所 長) 今後、改定に向けて、ご協議いただく中では、皆さんのご意見をいただきながら、いろいろ検討していきたいと考えております。

(委 員) 今後、改定に向けて進めていくという話ではありますが、どのような段階を踏んで進めていくのか、今後のスケジュールを教えてください。

(所 長) 前回、令和3年度の改定時では、前年の令和2年度に運営委員会を8月、9月、10月、11月と4回の協議を重ねていただいております。前回の例で申し上げますと、9月、2回目の運営委員会で、細かい給食費の単価や、こういった状況が赤字部分を占めていることなど詳しく説明させていただきました。その後、教育委員会から運営委員会に諮問し、具体的な協議を進めていただきながら、3回目、4回目で改定の金額案を含めた答申案を決定していただいたというスケジュール感であります。

(委 員) このご時世、物価高に対応するためには、保護者負担を継続とすれば、それに見合った給食費をいただくということが前提なのかなと思います。それを最終的にいくらにするか、そういう具体的な協議はこれからですが、保護者の感覚として、給食に何を求めているのかっていうところも、全体の情報として押さえておく必要があるのかと思います。高いより安いほうがいいっていうのは、もちろん誰でも同じだと思いますが、ただ安ければいいのかって言ったときには、そうではないっていう意見もあり、給食費に見合った食材ですとか、内容が伴えば、上がっても良い、それぐらいまでだったら良いという意見もあるので、保護者の意見とかっていうのを吸い上げておく必要があると思います。

(所 長) 様々なそういった意見もやはりあると思いますので、この委員会で、ご意見を聞きながら、金額だけではなく部分も含めて検討をさせていただきたいと思います。

(委 員 長) ほかにご意見、ご質問はありませんか。

(委 員) このあと開かれる会議には、栄養教諭の方は出席されないのでしょうか。栄養教諭のクラスルームでは、「今日の給食」のお金を抑えるために、こんな工夫をしていますみたいなことを、学校関係者は見られますが、一般の方や保護者の方は見られないと思います。大豆ミートや魚肉ソーセージを使うなど、いろいろ工夫されています。すごくあれを読んで、数字だけじゃなくて、説得力のある話をしてくださっていて、栄養教諭の方の声も必要だと思いますがどうでしょうか。

(所 長) 前回の改定時にも、栄養教委が出席した例もありますので、それもちよつと検討したいと思います。

(委 員 長) ほかにご意見、ご質問はありませんか。

(委 員) 令和4年、5年の時に保護者からの意見をまとめた資料をいただいています。保護者の方の意見は様々で、こういう意見をいただくことはすごく良いと思いますが、これはセンターとして、出来るもの、出来なものなど、いろいろあると思いますが、意見を聞いて、その後の処理はどのようにされていますか。

(所 長) 保護者の方からの意見のほか、学校の担当者会議では、養護教諭からの意見もいただいております。予算のこともあります。反映できるもの極力、対応していきたいと考えており、実際やっている部分もありますし、聞きっ放しではなく、できるものはやっていくということで考えております。

(委 員) 意見が採用されなかった方への説明はされていないのですか。

(所 長) アンケートなので個々に対応は出来ていない部分もありますが、大小、様々な意見がありますので、一つ一つには応えられていない現状もあります。

(委 員 長) よろしいでしょうか。これから給食費をどうするか話し合っていくことにおいて、皆様から貴重な意見をいただき、そちらを反映しながら、これからの審議を進めていくことになると思います。それでは続きまして、次第の7番目、その他について、事務局から説明をお願いします。

(所 長) それでは、2点になりますが、1点目は、先ほど説明をさせていただきましたが、次回の運営委員会の関係ですが、9月22日、月曜日の午後3時から本庁舎の2階のA.B会議室で開催をさせていただく予定であります。給食費の単価推移などについて説明をさせていただき、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えておりますので、別途、文書でご案内をさせていただきますが、出席についてよろしくお願いいたします。

2点目は、本日の学校給食の試食については、給食センターの研修室で実施いたします。試食を希望された委員の皆様には、この後、学校給食センター移動していただきますようお願いいたします。以上となります。

(委 員 長) 以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。本日は皆さま、大変、お疲れ様でした。